

給与支払報告書  
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

※ 市町村 処理欄	個人番号	

◎ 異動があった場合は、直ちに提出してください。

(異動後の徴収方法につきましては、必ずご本人にお伝えください。)

三股町長様		(特別徴収義務者) 給与支払者	氏名 (名称)	<b>三股町役場</b> ㊤		特別徴収義務者 指定番号	<b>9000000</b>		
平成24年9月10日提出			所在地	〒 <b>889-1995</b> <b>三股町五本松1番地1</b>		担当者(経理係)氏名 <b>三股 花子</b> 連絡先 ☎ <b>0986-52-1111</b> 内線 <b>134</b>			
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動	異動の	異動後の	1月1日から
氏名	<b>三股 太郎</b>		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年月日	事由	未徴収税額 の徴収	退職時まで の給与 支払額
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所 〒 <b>889-1900</b> <b>三股町〇〇2番地2</b> ☎ <b>51-0000</b>		<b>36,000</b> 円	<b>6</b> 月から <b>9</b> 月まで	<b>10</b> 月から <b>5</b> 月まで	<b>24</b> 年 <b>9</b> 月 <b>2</b> 日	1.退職 2.転職 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.育児休業 7.その他	1.特別徴収 継続	円 <b>1,234,567</b>
新しい勤務先の名称及び所在地	名称 <b>みまた産業(株)</b> ☎ <b>9000000</b> 所在地 〒 <b>889-1900</b> <b>三股町〇〇3番地3</b> ☎ <b>52-0000</b>								

◎ 一括徴収 ◎ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

(なお6月1日から12月31日までの退職者についても、未徴収税額については、ご本人に一括納付をお奨めいただきますようお願いいたします。)

一括の徴収の申出 平成 年 月 日	給与又は 退職手当等の 支払予定日	一括徴収予定額	
		支払予定日 ごとの 徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
月 日	円	円	円
異動者印	一括徴収した税額は 月分( 月 日納期分) で納入します。		

※ 市町村 記入欄	入力処理		受 付 印
	事務所通知		
	個人通知		
	課 台		

※ 事務処理の都合上、異動のあった月の月末までに届くようにお願いします。